

「食都神戸」実践モデル活動支援事業審査要領

第1 本要領の目的

この要領は、「食都神戸」実践モデル活動支援事業実施要領第4-1における事業の採択に係る審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 審査対象

審査対象は、実施要領第3における要件を満たしている事業計画とする。

第3 審査員

市は、審査員を3名以上選出する。

第4 審査方法

- 1 審査員は、提出された申請書類及びプレゼンテーションにより、次の項目に点数をつける。
 - (1)事業実施主体としての適格性 30点
実施体制、経営状況、類似業務実績の有無
 - (2)事業計画の実現性 30点
費用積算、スケジュール、事業目的の理解度
 - (3)事業実施による効果 40点
食都神戸推進への貢献度、事業実施後の継続性
- 2 事業応募者の持ち時間は、説明15分、質疑応答15分の計30分とする。
- 3 各審査員の平均点が60点以上の事業応募者を、補助金交付対象者とする。ただし、補助金交付対象者が多数で予算額を超える場合、各審査員の合計点が高い対象者から優先して採択する。

第5 審査結果の通知

- 1 市は、前項の審査後、採択・不採択の結果をすべての応募者に対してすみやかに通知するものとする。なお、審査の経過については応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。
- 2 応募者は、前項の審査結果に対し異議申立てできないものとする。

第6 その他

- 1 この要領に定めるもののほか必要な事項は、経済観光局担当局長が別に定めるものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染防止対策により、審査会をオンラインにて実施する場合がある。

附則

この要領は、平成29年4月17日から施行する。

この要領は、平成30年5月14日から施行する。

この要領は、令和2年8月21日から施行する。

この要領は、令和3年5月25日から施行する。